

(資料)

## 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部規約

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）会則（以下「会則」という。）  
第39条第1項の規定による千代田統括支部の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(統括支部事務所)

第2条 統括支部の事務所は、東京都千代田区に置く。

(統括支部所属会員)

第3条 統括支部に所属する会員は、会則第7条に定める会員であって、統括支部の区域内に事務所のあ  
る開業社会保険労務士又は勤務先若しくは住所を有する勤務等社会保険労務士とする（以下「所属  
会員」という）。

### 第2章 統括支部の業務

(業 務)

第4条 統括支部は、東京会の会務の運営に関し、東京会と支部との連携の基に、次の業務を行う。

- (1) 会則第4条の規定による事業の推進を図るため、統括支部における施策の企画・予算・決算  
の承認及び東京会への報告
- (2) 東京会及び他の統括支部との連絡調整
- (3) 支部活動の支援
- (4) 所属会員の品位を保持するための啓蒙及び指導
- (5) 所属会員の資質の向上を図るための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (6) 社会保険労務士業務の改善進歩を図るための調査研究及び実践
- (7) 広報活動
- (8) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究及び提言
- (9) 業務関係図書、資料等の斡旋及び配布
- (10) 関係行政機関との協働活動の実施
- (11) 所属会員の福利厚生活動の実施
- (12) その他東京会の目的を達成するために必要な業務

### 第3章 役 員

(役 員)

第5条 統括支部に次の統括支部役員（以下「役員」という。）を置く。

- |            |       |
|------------|-------|
| (1) 統括支部長  | 1名    |
| (2) 統括副支部長 | 10名以内 |
| (3) 統括支部幹事 | 50名以内 |
| (4) 統括支部監査 | 2名    |

(役員を選出・委嘱及び報告)

第6条 統括支部長は、千代田支部長とし、会長が委嘱する。

2. 統括副支部長は、千代田副支部長の中より統括支部長が指名する。
3. 統括支部幹事は、統括支部会議にて千代田支部役員より選出する。
4. 統括支部監査は、統括支部会議にて千代田支部役員より選出する。
5. 統括支部長及び統括副支部長の選出は、役員任期が満了する年の1月末までに決定する。
6. 統括支部長は、前項の選出結果について速やかに会長に報告する。

(役員職務)

第7条 統括支部長は、統括支部の業務を総括し、統括支部を代表するとともに、東京会と支部との連絡調整に、支部と連携してあたるものとする。

2. 統括支部長は、所属会員の不正防止及び倫理の高揚に努めなければならない。また、不正の疑いのある会員に対しては、事情を聴取し、必要があれば注意を促すとともに東京会へ報告する。
3. 統括副支部長は、統括支部長を補佐し、統括支部長に事故あるときはその職務を代行する。
4. 統括支部幹事は、統括支部長の命を受けて統括支部の業務を分担、執行する。
5. 統括支部監査は、統括支部業務の執行ならびに会計を監査し、これを統括支部会議に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、会則第18条の規定を準用する。

(役員解任及び退任)

第8条の2 役員（統括支部長を除く。）の解任及び退任は、会則第19条の規定を準用する。

#### 第4章 部会及び委員会

(統括支部部会)

第9条 統括支部に、開業会員及び勤務等会員に係る業務を遂行するため、統括支部開業部会及び統括支部勤務等部会（以下「統括支部部会」という。）を設ける。

2. 第3条の規定による統括支部の所属会員は、会則第38条の規定による部会（以下、「東京会部会」という。）の所属に従い、それぞれの統括支部部会に所属するものとする。

3. 各統括支部部に次の部会役員を置く。
  - (1) 統括支部部会長 1名
  - (2) 統括支部副部会長 4名以内
  - (3) 統括支部部会委員 20名以内
4. 統括支部部会長は、統括支部長が指名する。
5. 統括支部副部会長は、支部部会委員より統括支部長が指名する。
6. 統括支部部会委員は、支部部会委員より選出または統括支部長が指名する。

(部会役員の職務)

第9条の2 統括支部部会長は、当該統括支部部会を代表する。

2. 統括支部副部会長は当該統括支部部会長を補佐し、当該統括支部部会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 統括支部部会委員は、当該統括支部部会の業務を執行する。

(統括支部委員会)

第10条 統括支部に次の委員会を置く。また必要に応じてその他の委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
  - (2) 研修委員会
  - (3) 厚生委員会
  - (4) 広報委員会
  - (5) IT委員会
2. 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

## 第5章 会議

(会議の開催)

第11条 統括支部の会議は、統括支部会議、正副統括支部長・委員長会議、統括支部役員会議及び統括支部部会会議とし、次のとおり開催する。

2. 統括支部会議は第3条で定める所属会員（法人会員を除く。）をもって構成し、定期及び必要に応じ統括支部長が招集し、次の事項を行う。
  - (1) 毎年度の事業計画・予算及び事業報告・決算の承認について、毎年4月末までに開催し承認を得る。
  - (2) 役員の任期が満了する年の4月末までに、次の事項を報告又は審議決定する。
    - ① 統括支部長選出に関する報告
    - ② 統括副支部長選出に関する報告
    - ③ 統括支部幹事の承認
    - ④ 統括支部監査の承認

⑤統括支部部会長の承認

⑥統括支部委員会委員長の承認

(3) 千代田支部における支部会議審議事項の統括支部としての総括

(4) その他必要な事項

3. 正副統括支部長・委員長会議は、統括支部長、統括副支部長及び委員長をもって構成し、必要に応じ統括支部長が招集する。
4. 統括支部役員会議は、役員をもって構成し、必要に応じ統括支部長が招集する。ただし、委員会業務分掌細則第7条第3項に基づき選任された協力委員を除く。
5. 統括支部部会会議は、部会役員をもって構成し、必要に応じ統括支部部会会長が招集する。

(統括支部例会)

第12条 所属会員の連絡調整を図るため、必要に応じ統括支部長が招集する。

(会議の議決)

第12条の2 統括支部の会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会議の通知)

第13条 統括支部長は、統括支部の会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書又は電子メールをもって通知するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

## 第6章 報告及び稟議

(報告及び稟議等)

第14条 統括支部長は、次の事項について会長に報告する

- (1) 統括支部会議における審議事項及び報告事項
  - (2) 統括支部役員会議及び統括支部部会会議において必要と認めた事項
  - (3) 所属会員の規律違反に関する事項
  - (4) 統括支部長が報告することを必要と認めた事項
2. 統括支部長は、社会保険労務士制度若しくは東京会の会務について会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(東京会役員及び東京会部会役員の出席)

第15条 第11条の規定による統括支部の会議には、必要に応じ東京会役員及び東京会部会役員が出席することができる。

## 第7章 会計

(会計)

第16条 交付金等の管理は、統括支部長がこれを行う。

(経費の負担等)

第17条 統括支部の業務は、原則として、東京会からの交付金で行うものとする。

2. 統括支部長は、前項の経費について、統括支部業務費の小科目の区分毎に使用明細及び証拠書類等を東京会に提出するものとする。

3. 前項の書類は、毎年4月15日までに、又は必要に応じ提出するものとする。

## 第8章 その他

(顧問の委嘱)

第18条 統括支部長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学識経験を有する者の内から統括支部役員会議の議を経て顧問を委嘱することができる。

(分科会及び研究会)

第19条 統括支部部会は、必要に応じ専門分科会又は研究会等を設けることができる。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

2. この規約は、平成22年4月15日から変更実施する。

3. この規約は、平成25年4月12日から変更実施する。

# 東京都社会保険労務士会

## 千代田統括支部 委員会業務分掌細則

(目 的)

第1条 この細則は、東京都社会保険労務士会千代田統括支部規約第10条に定める次の委員会の業務分掌について定める。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 厚生委員会
- (5) IT委員会

(総務委員会)

第2条 総務委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 会員の情報管理、連絡に関する事
- (2) 文書の起案、発受信保管等、庶務に関する事
- (3) 関係官庁等渉外に関する事
- (4) 金銭出納、予算、決算等、会計に関する事
- (5) 諸会議の開催
- (6) その他、他の委員会に属さない一切の事項に関する事

(研修委員会)

第3条 研修委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 研修会、講習会等の企画・立案及び開催
- (2) 社会保険労務士業務の改善に必要な調査及び研究
- (3) 社会保険労務士業務に必要な資料、情報等の収集に関する事
- (4) その他教育、調査研究に関する事

(広報委員会)

第4条 広報委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 統括支部会報の企画・立案及び発行に関する事
- (2) 社会保険労務士に必要なPRに関する事

(厚生委員会)

第5条 厚生委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 懇親会等の企画・立案及び開催に関する事
- (2) 管外研修旅行、ボウリング大会等、会員の交流、親睦行事の企画・立案及び開催
- (3) 会員のコミュニケーションに関する事
- (4) 同好会の設置・運営の支援に関する事

(IT委員会)

第6条 IT委員会は、次の事項の業務を行う。

- (1) 統括支部ホームページの企画・立案・作成及び運営に関する事
- (2) 統括支部ホームページ・電子メールによる情報伝達及び情報収集に関する事
- (3) 会員のメールアドレス管理に関する事
- (4) 電子申請に関する研修会の開催

(委員会の構成員)

第7条 各委員会の委員は、統括支部長が統括支部幹事の中から委嘱する。

2. 統括支部長は、各委員の中から委員長及び副委員長3名以内を委嘱する。
3. 第1項の規定にかかわらず、統括支部長が必要であると認める場合は、統括支部会員の中から各委員会の協力委員を委嘱することができる。

(委員会の招集)

第8条 委員会の招集は、委員長が行うものとする。

2. 委員長は、委員会を開催する時は、原則として、開催日の7日以上前に委員会の構成員に通知しなければならない。

(委員会の報告)

第9条 委員長は、委員会を開催したときは、すみやかに以下の事項について、書面にて統括支部長に報告しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 出席者氏名
- (4) 会議の内容
- (5) その他必要な事項

附 則

この細則は、平成21年4月16日から施行する。

2. この細則は、平成25年4月12日から変更実施する。

## 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部慶弔金支給基準

統括支部会員に贈与する慶弔金については、以下のとおりとする。

尚、この基準に定める慶弔金の贈与の対象となる事項については、特段の定めがない場合は、全て東京都社会保険労務士会会員慶弔規程を準用する。

1. 統括支部会員が結婚したときは、次の祝金を贈る。 10,000円
2. 統括支部会員又はその配偶者が死亡したときは、次の香典を贈る。
  - (1) 会員の場合 20,000円
  - (2) 配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）の場合 20,000円
3. 統括支部会員が負傷又は疾病のため1か月以上休務するときは、次の見舞金を贈る。 10,000円
4. 統括支部会員の事務所又は住居が、不慮の災害（地震によるものを除く。）に遭ったときは、次の見舞金を贈る。 20,000円

附 則

この基準は、平成21年4月16日から施行する。

2. この基準は、平成25年4月12日から変更実施する。

## 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部諸会議に出席する 役員等に対する実費費用弁償基準

役員及び協力委員が諸会議に出席するための実費費用の弁償は、下記のとおりとする。

但し、1日に2回以上異なる会議等に出席する場合の費用の弁償は、1回のみとする。

支給額は、原則として、1回につき 1,000円

附 則

この基準は、平成21年4月16日から施行する。

2. この基準は、平成25年4月12日から変更実施する。

## 東京都社会保険労務士会 千代田統括支部 同好会運営基準

千代田統括支部同好会の設置及び運営については、以下の基準による。

1. 同好会を設置しようとする場合は、次の各号を参考として、正副統括支部長・委員長会議において審議の上、決めることとする。



- (1) 広く会員が参加できる。
  - (2) 会員の文化的活動又は健康増進に有益である。
  - (3) その他、社会保険労務士にふさわしいものである。
2. 同好会の会員は、原則として統括支部会員とする。但し、開業会員の事務所職員は、賛助会員として参加することができる。
  3. 同好会は、代表世話人及び世話人を若干名選出し、当該氏名を書面をもって厚生委員長を経由して、統括支部長に報告しなければならない。尚、変更の場合は、変更日から原則として1か月以内に統括支部長に報告しなければならない。
  4. 同好会の活動は、自主性を重んずるものとする。また、活動に際して事故ある場合は、同好会の責任において処理しなければならない。
  5. 統括支部長は、統括支部予算の範囲内で、活動費用の一部を助成できる。
  6. 新たに同好会を設置しようとする場合は、原則として10名以上の統括支部会員の賛同者を得て、書面をもって、厚生委員長を経由して統括支部長に申請することとする。
  7. 同好会を解散しようとする場合は、代表世話人及び世話人全員の連名により、書面をもって、厚生委員長を経由して、統括支部長に報告しなければならない。

#### 附 則

1. この基準は、平成21年4月16日から施行する。
2. 平成23年3月31日現在において認定する同好会は、次のとおりとする。
  - (1) 野球同好会
  - (2) スキー同好会
  - (3) ゴルフ同好会
  - (4) 歌舞伎同好会
3. この基準は、平成25年4月12日から変更実施する。

# 東京都社会保険労務士会

## 千代田支部 規約

### (目 的)

第1条 この規約は、東京都社会保険労務士会（以下「東京会」という。）会則（以下「会則」という。）

第39条第1項の規定による、千代田支部（以下「支部」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (支部事務所)

第2条 支部の事務所は、東京都千代田区（以下「区域内」という。）に置く。

### (支部所属会員)

第3条 支部所属会員は、東京会の会員であつて、支部の区域内に事務所又は勤務先若しくは住所を有する者（以下「所属会員」という。）とする。

### (業 務)

第4条 支部は、東京会の会務の運営に関し、東京会会長（以下「会長」という。）の指示に従い、次の業務を行う。

- (1) 所属会員の品位を保持するための指導及び連絡
- (2) 所属会員の資質の向上を図るための社会保険労務士業務に関する研修会、講習会の開催
- (3) 社会保険労務士業務の改善進歩を図るための調査研究
- (4) 労働・社会保険諸法令に関する調査研究
- (5) 業務関係図書、資料等の斡旋及び配布
- (6) 関係行政機関に対する協力及び連絡
- (7) 所属会員の福利厚生
- (8) その他東京会の目的を達成するために必要な事項

### (支部部会)

第4条の2 支部に、支部開業部会及び支部勤務等部会（以下「支部部会」という。）を設ける。

2. 第3条の規定による支部の所属会員は、会則第38条の規定による部会（以下「東京会部会」という。）の所属に従い、それぞれの支部部会に所属するものとする。
3. 支部部会は、前条の規定による業務のうち部会に係るものについて行うものとする。
4. 各部会の主催する事業には、第2項に定める所属部会以外の部会員も参加することができるものとする。

### (役 員)

第5条 支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

- (1) 支 部 長                    1名
- (2) 副 支 部 長                10名以内
- (3) 幹                    事                    50名以内（支部長、副支部長を含む。）

(4) 監 査 2名

2. 前条第3項の業務を遂行するため、各支部部会に次の役員（以下「部会役員」という。）を置く。

(1) 部 会 長 1名

(2) 副 部 会 長 4名以内

(3) 部 会 委 員 20名以内

(役員の委嘱及び報告)

第6条 支部長は、所属個人会員の選挙により選出し、選出された者を会長が委嘱する。但し、支部長を  
辞任した者は、その日をもって理事を辞任するものとする。

2. その他の支部役員は、東京会の理事及び代議員として所属個人会員の選挙により選出された者並び  
に支部長推薦の幹事については支部長が委嘱する。但し、副支部長については支部長が指名する。

3. 支部長は、前項の役員の委嘱及び解嘱の結果について速やかに会長に報告する。

(役員職務)

第7条 支部長は、支部の業務を統括し、支部を代表するとともに、東京会との連絡調整にあたるものと  
する。

2. 支部長は所属会員の不正防止に努めなければならない。また、不正の疑いのある会員に対しては、  
事情を聴取し、必要があれば注意を促すとともに東京会へ報告する。

3. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その職務を代行する。

4. 幹事は、支部長の命を受けて支部の業務を分担、執行する。

5. 監査は、支部業務の執行並びに会計を監査し、これを支部会議に報告する。

6. 支部部会長は、当該支部部会を代表する。

7. 支部副部会長は当該支部部会長を補佐し、当該支部部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

8. 支部部会委員は、当該支部部会の業務を執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、会則第18条の規定を準用する。

(会議開催)

第9条 支部の会議は、支部会議、正副支部長・委員長会議、支部役員会議及び支部部会役員会議とし、  
次のとおり開催する。

2. 支部会議は、所属会員をもって構成し、定期又は必要に応じ支部長が招集し、次の事項を審議決定  
し、支部役員の委嘱について支部長が報告する。

(1) 支部長の選出

(2) 東京会理事候補者の選出

(3) 東京会代議員の選出

(4) 規約の変更

(5) その他必要な事項

3. 正副支部長・委員長会議は、支部長、副支部長及び委員長をもって構成し、必要に応じ支部長が招

集する。

4. 支部役員会議は、支部役員をもって構成し、必要に応じ支部長が招集する。

5. 支部部会役員会議は、当該支部部会役員をもって構成し、必要に応じ当該支部部会長が招集する。

(支部例会)

第10条 所属会員の連絡調整を図るため、必要に応じ支部長が招集する。

(会議の通知)

第11条 支部長は、支部の会議を開催するときは、会議の構成員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的、その他必要な事項を記載して、開催する日の7日前までに文書又は電子メールをもって通知するものとする。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(報告及び稟議等)

第12条 支部長は、次の事項について会長に報告する。

(1) 支部会議、支部役員会議及び支部部会役員会議において必要と認めた事項

(2) 所属会員の規律違反に関する事項

(3) 支部長が報告することを必要と認めた事項

2. 支部長は、社会保険労務士制度若しくは東京会の会務について会長に稟議し、又は意見を上申することができる。

(東京会役員及び東京会部会役員の出席)

第13条 第9条の規定による支部の会議には、必要に応じ東京会役員及び東京会部会役員が出席することができる。

(顧問の委嘱)

第14条 削除

(経費の負担)

第15条 削除

(支部委員会)

第16条 削除

(規約の変更)

第17条 規約の変更については、支部会議において出席者の過半数の同意を得なければならない。

2. 東京会支部細則の変更に伴って、規約を変更する必要性が生じた場合は、前項に関わらず変更することができるものとする。

附 則

この規約は、平成21年4月16日から施行する。

2. この規約は、平成22年4月15日から変更実施する。

3. この規約は、平成25年4月12日から変更実施する。